

令和 7 年 4 月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和 7 年 4 月 2 2 日（火）

午前 9 時 3 0 分から

場所：伊勢原市役所 3 階 第 2 委員会室

開 会

議 事

日程第 1 前回議事録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第 1 3 号 令和 7 年度伊勢原市教育委員会点検評価の実施について

【非公開予定：議案第 1 4 号～第 1 8 号】

日程第 4 議案第 1 4 号 学校嘱託医等の任免及び委嘱について

日程第 5 議案第 1 5 号 伊勢原市学校運営協議会委員の委嘱について

日程第 6 議案第 1 6 号 伊勢原市いじめ問題専門調査会委員の委嘱について

日程第 7 議案第 1 7 号 伊勢原市教育支援委員会委員の任免及び委嘱について

日程第 8 議案第 1 8 号 伊勢原市社会教育委員の委嘱について

その他

閉会

提 言 書

「育ちあえる地域コミュニティを
どうつくっていくか」

令和 7 年 4 月

伊勢原市社会教育委員会議

「育ちあえる地域コミュニティをどうつくっていくか」(提言)

標記の件について、別紙のとおり提言します。

令和7年4月17日

伊勢原市教育委員会
教育長 宮村 進一 様

伊勢原市社会教育委員会議
議長 古里 貴士
副議長 石塚 京子
委員 白鳥 稔
委員 岩崎 敏昭
委員 板倉 博子
委員 杉山 美恵子
委員 園山 浩
委員 久保蘭 晃一
委員 鶴田 英子
委員 細谷 毅義
委員 今井 仁吾
委員 須永 尚世

目 次

提言にあたって	1
研究テーマについて	2
活動の経過	3
提言	5
資料	19

提言にあたって

伊勢原市では、2023年3月に「第2次伊勢原市生涯学習推進指針」(以下、「第2次指針」という。)を策定した。第2次指針においては、「基本目標2 支援体制の整備」の中で「学校と地域の連携・協働の推進」が位置づけられており、地域学校協働活動推進事業等を通じて、子どもを中心に据えた地域づくりが目指されている。学校と地域の連携・協働は、子どもたちの学びや育ちを支えることはもとより、そこに参画する大人たちの学びと育ちを支える学びあいであり、育ちあいであることが求められる。

また、第2次指針の「基本目標3 学習機会の充実」には、「お互いを尊重し合い、多様性を認め合う学習機会の提供」が新たに追加された。外国にルーツのある人たちや障がいのある人たち、多様なセクシュアリティの人たちなど、多様な背景を有する人たちとともに、生涯学習を通じて互いを尊重しあえる関係性の構築を目指している。

以上のことから、今期の社会教育委員会議では、子どもから高齢者まであらゆる世代の人びとが交流を深め、学びあい、障がいやセクシュアリティ、一人ひとりのルーツといった多様性が認めあえる地域コミュニティを「育ちあえる地域コミュニティ」ととらえる。そして、「育ちあえる地域コミュニティをどうつくっていくか」をテーマに、今期の研究と議論を深め、提言する。

研究テーマについて

「育ちあえる地域コミュニティをどうつくっていくか」は、非常に大きなテーマである。それゆえに、議論が広がりすぎて、何らかの結論をまとめることができないことも起こりうることを鑑み、次のように進めることとした。

- 1 「育ちあえる地域コミュニティをどうつくっていくか」という問いに迫っていくために、課題を限定する。これまでの社会教育委員会会議での意見交換の内容を踏まえて、次の三つの研究テーマを設定した。

A「地域住民と学校の連携（地域の教育力）」からみた「育ちあえる地域コミュニティ」づくりの現状と課題を明らかにし、社会教育から可能なアプローチを考える。

B「外国にルーツのある人びと」からみた「育ちあえる地域コミュニティ」づくりの現状と課題を明らかにし、社会教育から可能なアプローチを考える。

C「障がいのある人びと」からみた「育ちあえる地域コミュニティ」づくりの現状と課題を明らかにし、社会教育から可能なアプローチを考える。

- 2 課題別に専門部会を設置し、委員は一人につき一つの専門部会に所属する。専門部会は社会教育委員会会議の定例会とは別日程で調査活動を行う。
- 3 社会教育委員会会議の定例会を全体会と位置づけて、各専門部会は定例会ごとに進捗状況を報告する。

専門部会の構成は、下記のとおりとした。なお、議長はすべてのグループに所属した。

- ・ A グループ（「地域住民と学校の連携」の視点）
→ 今井委員、須永委員、○細谷委員、園山委員、古里議長
- ・ B グループ（「外国にルーツのある人びと」の視点）
→ ○板倉委員、岩崎委員、杉山委員、古里議長
- ・ C グループ（「障がいのある人びと」の視点）
→ ○石塚副議長、白鳥委員、鶴田委員、久保蘭委員、古里議長

（○は各グループのとりまとめ役）

活動の経過

年	月	全体会	Aグループ	Bグループ
令和5年	5月	定例会（19日） ・研究テーマについて		
	6月			
	7月			
	8月			
	9月	定例会（1日） ・研究テーマについて		
	10月			
	11月			
	12月			
令和6年	1月	臨時会（19日） ・活動研究について		・伊勢原サンシャイン教室見学（23日）
	2月		・成瀬活性化委員会との情報交換（8日）	・成瀬サンシャイン教室見学（3日） ・専門部会（9日）
	3月	定例会（15日） ・専門部会の進捗状況について		
	4月			・伊勢原インターナショナルクラブ（日本語教室）見学（18日） ・専門部会（18日）
	5月	定例会（17日） ・専門部会の進捗状況について	・8校地域学校連絡会（9日） ・愛甲石田駅南ロータリーふれあい祭り取材、アンケート実施（18日）	
	6月			
	7月		・向上高校訪問（10日） ・自修館中等教育学校訪問（26日） ・伊志田高校訪問（30日）	
	8月		・伊勢原支援学校訪問（1日）	・専門部会（29日）
	9月	定例会（20日） ・専門部会の進捗状況について		
	10月		・市内公立小中学校にアンケート実施	
	11月		・8校地域学校連絡会（14日）	
	12月			
令和7年	1月	臨時会（31日） ・提言の最終検討		
	2月			
	3月	定例会（24日） ・提言の最終確定		
	4月			

Cグループ	備考
	19日
・障がい福祉課長と意見交換（13日） ・視覚障がい者と公民館まつり参加（17日） ・専門部会（20日）	・各研究テーマの現状と課題の議論 ・視察等の検討
	15日
・視覚障がい者、聴覚障害者、身体障がい者と意見交換(15日)	・視察等の調査 ・現状と課題について
	17日
	・視察等の調査 ・現状と課題について ・提言について
・専門部会（4日）	
	20日
	・提言担当箇所の執筆
	31日
・専門部会（7日）	・全体会での協議を基に提言内容の修正
	24日

提言

「育ちあえる地域コミュニティをどうつくっていくか」

1 「地域住民と学校の連携」の視点から

(1) 現状

伊勢原市の地域と学校の連携は、平成6年度発足の地域連絡会から始まり、現在小中14校でその成果を上げてきた。その後、令和4年度から学校運営協議会に代わり、併せて地域学校協働活動推進員が配置されるようになり、学校や地域を支援する制度が整いつつある。後者は人選が未定の地区があるが、地域と学校の連携活動が従前から活性化している地域である。今後は地域学校協働活動本部が立ち上がり学校運営協議会と共に機能しながら連携活動が活発化することが求められている。

しかし、令和2年からのコロナ禍の期間に、連携活動を中止したり、方法を変えたりした活動は多い。今、学校は、教育課程や地域行事等のかかわりを含めて見直し、新しい日常を構築しようとしている。また、学校の働き方改革という視点でも見直しが図られているが、次世代に向けて子どもたちに「生きる力」を育むためには、地域との連携は大変重要で必要不可欠である。

今回の調査では、成瀬中学校区(成瀬地区全体)の公立1中学校(成瀬中学校)と3小学校(石田小学校・成瀬小学校・緑台小学校)の「地域との連携」と、県立学校(伊志田高等学校・伊勢原支援学校)や私立学校(向上高等学校・自修館中等教育学校)の「地域との連携」を、同地域の学校として調査した。また、成瀬中学校区の各学校と連携しながら、愛甲石田駅南口で「ロータリーふれあい祭」などの活動に取り組んでいる成瀬活性化委員会についても調査を行った。

成瀬活性化委員会では、「地域でできることは、地域で」「ふれあいの創出」「環境整備」「安心安全防犯活動」「防災活動」などをキーワードに活動を行っており、他団体と連携し組織化されている。また、活動範囲も石田地区が中心であるが成瀬中学校区(成瀬地区全体)をカバーして、ホームページやタブロイド紙・地域回覧・口コミを活用して情報発信をしており、行政機関や企業との連携を通じて、「ロータリーふれあい祭」に関しては、市全体や他市からも参加者が増加している。

「ロータリーふれあい祭」では、成瀬地区の全学校の児童・生徒の絵画等の作品展示がおこなわれ、市立小中校4校、県立学校2校、私立学校2校の8校が参

加している。他校の作品を見て、学齢の発達等を感じ、学習の様子や表したいことを見て取れるよい機会となっている。また、各校の児童・生徒の交流の場にもなり、最後には、自修館中等教育学校が楽団演奏を披露し、片付けの手伝いをしてくれている。

ふれあい祭以外では、中学生の「どんど焼」「子安神社の祭り」の参加・手伝い、高校生の「全校公園清掃」、支援学校の「防災訓練」、向上高校生徒会による「城ノ腰ハロウィンパーティー」「朝の登校指導」など地域の人手不足を補っている。

学齢が上がるにつれて、児童・生徒のボランティア意識も高まり、高校においては特に地域との連携を重要視していることが明らかになった。総じて言えるのは、地域の人手が不足する中で、中学生以上が、それを補う重要な戦力として地域住民に求められ、同時に生徒たちにとっても地域の人に認められる機会となり、かけがえのない交流活動になっていることである。例えば、向上高等学校では、生徒会「なおき会」主催でボランティアを募り、地域の子どもを招きハロウィンを城ノ腰公園で実施したり、地域の人とともに清掃活動や花植えの活動も行ったりしている。それらの活動は、高校生たちが、地域の人を知り、自己存在感を確かめる貴重な機会となっている。地域や学校が提供する焼き芋やお菓子等が、ささやかなごほうびとなり、人づくりの潤滑油としても機能するようである。

また、県立学校も私立の中等教育学校・高校も、自らの学校の教育理念や教育課程の中で、ローカリティを大切にする地域との連携を重要視していることが明らかになった。

（２）課題

地域の公立小中学校においても各校の特色ある教育課程の中で、学校支援ボランティアが定着し、様々な学習支援・環境整備支援・ふれあい活動・避難所連携を行っていた。令和６年度の段階で、小中学校は様々な地域の支援を受け、地域とかかわる学習を双方向で実践していることが確認できた。

伊勢原市の小中学校の地域との連携は、すでに現状でもかなり活性化しているといえる。しかし、地域学校協働活動本部の立ち上げについては、学校運営協議会と同じものをつくっても意味がないなどの意見もあり、制度としての理解や立ち上げの推進を行政（教育委員会）とともに努力する必要がある。

令和2年から令和5年の間に、コロナ禍で、中止した地域と連携した活動は多い。今、学校はそれらの活動を働き方改革の視点・行事の精選・学習効果等から見直しをかけ、最も必要なものを再生する取り組みを行っている。

また、学校の先生の人手不足や多忙化にともない、児童・生徒に向きあう時間をどう確保するかという課題が生まれている。中学校の部活動が地域の指導者に移行していくことが求められつつも、一方でそれがスムーズには進展していない現状において、地域の支援がより求められることになる。

地域のイベントに関しては、持続可能な運営ができる組織に世代交代し、成長していくことが求められている。現状では、高齢者の参加が多く、中心になって活動している人も元気な高齢者である。

高齢者への偏りという現状を打開する方法の一つとして、愛甲石田駅南口の「ロータリーふれあい祭」の運営方法が参考となる。そこでは、イベントの司会者が大学生であったり、地域の学校の児童・生徒たちが作成したポスター等の作品が展示されていたりと、子どもたちや若者の興味のあるイベントが多く開催されるとともに、ふれあい祭の中での役割が与えられていた。高齢者だけでなく、子ども・若者にも地域のイベントに参加するきっかけが保障されることで、徐々に次の世代が体験し運営も担っていただけるのではないかと期待ができた。その意味で学校との連携は情報をPR、また共有し、次世代へとつなぐ重要な柱であると考ええる。

（３）提言

ア 地域の中に主体的な地域づくりの理念と活動を生み出す

以上のように、「地域と学校の連携」「学校と地域の連携」という視点で「育ちあえる地域コミュニティ」づくりを調査してきた。「地域と学校の連携」については、成瀬活性化委員会の「地域コミュニティづくり」の考え方とその活動の中でも特に「ロータリーふれあい祭」に注目して、その現状を調査した。そこから見てきたこととして、「地域と学校の連携」がより双方向のものとなり、子どもから大人までが育ちあえるものになるためには、次のことが必要である。

- ・地域の中に主体的な地域づくりの理念と工夫があることが重要である。
- ・様々な行政（市の担当課）と連携することにより活動が活性化していること。
- ・「地域と学校の連携」はその一部であり、地域に主体的な地域づくりの理念や

- 方法があることが、より「学校との連携」にも深まりと広がりを持つこと。
- ・そうした取り組みを特定の地域に限定せずに、市全体に広げていくこと。

以上をふまえ、次のような取り組みを進める必要がある。一つは、成瀬活性化委員会の取り組みに見られるような、主体的に地域づくりに取り組む理念と活動を、伊勢原市の各地域で住民自らが育み、深めるための社会教育活動に取り組むことが必要である。加えて、「ロータリーふれあい祭」のような「多世代でつながる場づくり」の取り組みを各地域で創出し、広げていくことを社会教育の観点から支援していくことも必要である。

イ 子どもが育つ地域環境の充実へむけて

- ・令和6年度の段階で、市青少年課による伊勢原市内小学校10校に放課後の居場所として、放課後子ども教室「いせはら未来っ子クラブ」が開設されたことで、家庭支援の環境が整いつつある。
- ・民生委員・児童委員も放課後の居場所を設定するなど各校区で工夫され、学校を中心とする地域環境は整って来たといえる。
- ・放課後子ども教室の支援員も地域から募集し一定の人員確保ができており、子どもたちの居場所と交流の場が定着してきている。
- ・学校の休み時間や朝の時間の見守りについては、地域においても人手不足はいなめず対応できていない現状がある。集団登校の学校は8時10分登校で、指導者がそろっている時間に登校することはよいのだが、親は仕事に出て朝早く子どもだけで家庭にいる状況への支援が求められている。
- ・朝ご飯を食べていない子どもの問題解決にNPOが「朝ごはんの子ども食堂」を立ち上げているが、地域には、子どもが健全に育つうえで未整備な部分があるので、その部分を埋める努力が必要である。社会教育分野は行政と連携しボランティアの育成を含めて、地域力を向上させることが、求められている。

以上の点と「地域と学校の連携」の現状をふまえ、今後取り組むべきこととして、次の点が挙げられる。

一つは、「地域と学校の連携」を進める上で重要な役割を果たす地域学校協働活動推進員が、情報交換や意見交換を十分に行う機会を提供するなど、その活動と力量形成を支える仕組みを整えることが必要である。また、部活動の地

域移行を進めていくためには、地域のなかにそれを受けとめるための力量が形成されていることが求められる。そのための仕組みづくりをすすめていくとともに、学校関係者と地域住民とが、部活動のあり方についての理念を共有し、意見交換を行える場を創出することが必要である。

2 「外国にルーツのある人びと」の視点から

(1) 現状

①国・県・市の現状

- ・国・県・市どの資料を見ても、外国人数は増加している。令和7年2月現在、伊勢原市で3,477人が生活している。
- ・国の受入体制も外国人技能実習制度から育成就労制度への転換など、受け入れ拡大の方向である。
- ・文部科学省でも日本語指導が必要な児童・生徒数の増加、それに伴う支援の必要性は認めている。

②市内の現状と課題

- ・伊勢原市外国人現況（R7. 2） 外国人数 3,477人

1. 字別			2. 国籍別			3. 在留資格別		
rank	字名	人数	rank	国籍	人数	rank	在留資格	人数
1	石田	372	1	ベトナム	1111	1	永住者	838
2	東成瀬	288	2	中国	499	2	技術・人文知識・国際業務	560
3	板戸	288	3	フィリピン	370	3	家族滞在	445
4	上粕屋	255	4	ブラジル	283	4	技能実習2号口	339
5	下糟屋	204	5	インドネシア	249	5	定住者	306
6	高森	141	6	韓国	135	6	技能実習1号口	181
7	小稲葉	115	7	ネパール	91	7	特定技能1号	177
8	桜台1丁目	95	8	インド	84	8	日本人の配偶者等	133
9	東大竹	95	9	タイ	76	9	留学	126
10	下落合	91	10	ペルー	67	10	企業内転勤	81
11	伊勢原4丁目	83	11	スリランカ	64	11	永住者の配偶者等	74
12	池端	83	12	カンボジア	62	12	特定活動	62
13	白根	81	13	ミャンマー	54	13	技能	26
14	桜台2丁目	76	14	バングラデシュ	50	14	経営・管理	18
15	高森7丁目	71	15	マレーシア	38	15	高度専門職1号口	17
16	桜台3丁目	68	16	台湾	36	16	技能実習3号口	10
17	東大竹2丁目	68	17	米国	24	17	介護	10
18	岡崎	60	18	モンゴル	21	18	技術	6
19	沼目2丁目	56	19	ナイジェリア	17	19	教育	5
20	伊勢原3丁目	56	20	パキスタン	12	20	教授	2

資料：伊勢原市市民協働課より

- ・外国にルーツがある子どもで、実際には日本語が分からなくても、父か母が日本人であれば日本国籍も持っているため、この表には含まれない。実数はつかみにくい、日本語支援を必要としている人は、もっといわれる。
- ・この10年間で2倍以上、令和5年1月からは626人増加、市人口比率2.8%から3.4%に増加している。
- ・地域日本語教室・学習支援教室は、7か所で実施されている。
 - 「火曜日にほんごこうざ 火曜日19時～ 中央公民館」
 - 「伊勢原インターナショナルクラブ 木曜日10時～ 中央公民館」
 - 「伊勢原インターナショナルクラブ 土曜日18時～ 中央公民館」
 - 「伊勢原サンシャイン教室 火曜日15時半～ 伊勢原北コミュニティセンター」
 - 「桜台サンシャイン教室 土曜日14時～ 伊勢原南コミュニティセンター」
 - 「成瀬サンシャイン教室 土曜日14時～ 成瀬コミュニティセンター」
 - 「外国人向けサロンそら sky 月1回火曜日 10時～ 伊勢原シティプラザまたは成瀬コミュニティセンター」
- ・地域的には、伊勢原駅周辺に6か所、外国人数が多い成瀬地区は2か所である。教室開催頻度は、週1回が6か所で、月1回が1か所である。
- ・曜日別では、火曜日3か所、木曜日1か所、土曜日3か所となっている。

(2) 課題

- ・小中学校では、「国際学級」の設置もあるが、転入学の前に日本の学校に慣れさせるようなプレスクールはない。(横浜市保土ヶ谷区には「ひまわり教室」があり、来日したばかりの小中学生とその保護者を支援している。)
- ・母国で9年間の義務教育相当を修了した者(既卒者)は、日本語や進学のための学習や情報を必要としていても、市立中学校への受入れはないので、地域日本語教室・学習支援教室の地域ボランティアに頼らざるを得ない。
- ・子どもがいないうちは、大人だけで地域社会とそれほど深く接点を持たなくても日常生活が送れるが、子どもが生まれたとたんに地域社会の子育て情報が必要になる。例えば、赤ちゃんが熱を出した時に、どこの小児科に行くのがいいのか悩む人は多いと考えられる。現在、マタニティ期から乳幼児同

伴で参加できるのは、1 か所のみである。

- ・日本語が分からないと、市役所での事務手続きや学校からのお手紙を読む等、日常の些細なことでも困る。特に小学校入学時の提出書類は、日本の学校文化を理解していない保護者にとって、枚数が多く複雑で難解である。日本語ができる友人や民生委員がサポートしているが、地域に気軽に相談に行ける「居場所」はない。
- ・支援者は地域のボランティア中心であり、高齢者が多い。
- ・市民協働課が3年前から日本語ボランティア養成講座を実施しているが、まだ人数的に不足している。
- ・子どもたちへの支援には、長期的な視点で日本語教育を提供していく必要がある。母語保持もアイデンティティの面では大切であるし、日本語と母語の両方が中途半端にならないための配慮も重要である。そういった内容を扱うボランティア研修は少ない。

(3) 提言

伊勢原市では、現在、若い世代、特に子育て世代の外国人住民が増加している。だが、日本語がよく分からない人が多く、地域日本語教室・学習支援教室と、それを支える地域ボランティアが不足している。

外国人住民への日本語学習支援は、「福祉」「教育」「まちづくり」のどの視点で捉えても、喫緊の課題と言える。これまで「制度」「予算」「前例」等を理由に、外国人住民支援を敬遠する風潮があったが、安心安全な地域づくり、人口減少の緩和、ひいてはすべての人が活躍できる社会の実現のため、「外国にルーツのある人々の視点」を忘れないようにしたい。

すぐに地域日本語教室・学習支援教室を増設することは難しいだろうが、公民館、児童館、コミュニティセンター等の公共施設や学校に、外国人住民が参加しやすい「居場所」を設置することを提言したい。子育て情報を得たり、母語での会話で、くつろいだりするニーズはあると思われる。外国にルーツのある未就学児を持つ親のサークルの新設、母国料理やお祭りなどの紹介イベントを企画実施するなど生涯学習につながる可能性もある。

公共施設は誰にでも平等に開かれているようできて、外国人にとっては敷居が高いようなので、「時間」「場所」「対象者」を設定し、「参加してみようか」というモチベーションを高めていく工夫も必要であろう。

また、日本語ボランティア拡大、スキルアップのためには、日本語ボランティア養成講座、スキルアップ講座等の研修が必要である。各公民館での巡回講座とし、市内全域から参加者を募りたい。また、講座修了者には修了証を渡すようにすれば、励みになるだろう。受講者を高校生や大学生などの若い人にも広げたい。

「居場所」というゆるやかに人と人とがつながり、言葉を交わす場所で、顔の見える関係を築くことは多文化共生の地域づくりに通じると思われる。日本人も外国人も「知ろう・話そう・つながろう」で、相互理解を深め、高めあい、地域コミュニティの基盤を確かなものとしていきたい。

3 「障がいのある人びと」の視点から

(1) 現状

社会教育活動の中で、「障がいのある人びと」と共に活動している事業は、まだ少数である。市民においてや社会教育の分野においても、多様な障がいについて十分理解していないこと、受け入れる体制はあっても、その具体的方策などがまだまだ不十分である。

そのため、障がいのある人びとと直接話しあいの場を持ち、なぜイベント参加等が出来ない理由やこうしてほしいという要望などの思いを知ることができた。

また、視覚障がい者の方に、公民館まつりや文化会館での音楽会などに参加していただき、問題点等をあげていただいた。一口に「障がい」と言ってもその幅は広く、一律に論じることの難しさや事業を立案する難しさも含まれている。

いずれにしても、まだ各種社会教育事業を通して、障がい者と共に「育ちあえる地域コミュニティ」づくりには、現状では、さらに検討を重ね、取り組みには段階を踏まなくてはならないと思われる。

伊勢原市 人口 99,533人 (令和7年3月1日現在)

男性 50,549人、女性 48,984人、
世帯数48,436世帯

・障がい者福祉

(1) 身体障がい者 6等級に分類 手帳交付者数 2,673人

(2) 知的障がい者 4等級に分類 手帳交付者数 1,096人

(3) 精神障がい者 3等級に分類 手帳交付者数 1,376人

・高齢者福祉

65歳以上人口 26,933人 市人口の27.1%

資料：住民基本台帳、保健福祉の概要（令和7年3月報）

(2) 課題

「育ちあえる地域コミュニティ」づくりということで、「〇〇しあう・しあえる」ということが大切である。

イベント等に障がい者の方が参加してもらえば、「〇〇しあう・しあえる」となったかというところと全く違う。まず一歩として、各種イベント（講演会等）への参加ができるようにしたい。

障がいのある方の中には環境を整えば参加したいとの意見があり、以下の課題がみえてきた。

ア イベント等に参加してもらうための課題

①社会教育事業の中で取り組みを工夫するもの

- ・情報発信の仕方
- ・支援方法

例：要約筆記、音声ガイド、手話、ガイドヘルパー、字幕つき、
コンシェルジュ的な人をおく（総合世話係）、
フリーな支援者（事前に利用者は連絡してもらう）、点字の説明書
・障がい者の発表・出展の場の提供（公民館まつり等）

②他の部局等と連携を取りながら進めるもの

- ・学校教育との連携

例：社会福祉協議会、包括支援センター、身体障害者福祉協会 等
（車イス操作、手話、認知症への理解、福祉の授業）

- ・ボランティアの育成
- ・地域住民との日常の交流（あいさつ、自主防災活動等）
- ・合理的配慮※について理解を深める。

③将来的な展望の中で提案するもの

- ・障がい者にとって使いやすい社会教育施設の充実

例：多目的トイレ、スロープ 等

- ・地域住民との日常の交流（あいさつ、自主防災活動等）

※合理的配慮…障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

イ 社会教育としての課題

本来、社会教育は「〇〇しあう・しあえる」というねらいが根底にあると思われる。社会教育事業では、誰もが、時には受講生であり、時には指導者になりうる性格のものだと考えられる。参加者がプランナーになったりすることによって、よりお互いが成長しあうところに社会教育の魅力がある。ところが、時代の流れと共に、生涯学習から発したやや受身的な学習が社会教育の主流になりつつある。もちろん、それが誤りとか、方向が違うということではない。

ただ、社会教育の本来の姿が薄らぎつつあることが、いつしか地域コミュニティを揺るがせていることも感じられる。

学習の中で、講座や教室等が増え、学級が姿を消している実態からしても、市民の学習に対する考えが変わりつつあることを感じる。そうした実態の中では、より障がい者の視点からの取り組みも求められる気がする。

(3) 提言

「障がいのある人びと」からみた「育ちあえる地域コミュニティづくり」の現状を知るために、障がい者の方々との直接の話しあいの中からたくさんの課題がみえてきた。社会教育からそれらの課題にどうアプローチできるか、研究と議論を重ねてきた。

障がい者の方々と地域との日常の交流がより深まり、結びつきの強いコミュニティを求めていきたい。

- ・障がい者に関わる情報入手を確立させ、各種の社会教育事業やその他イベント等の周知時に提供することはもちろん、日々の生活で何気なくつきあえ、一過性でない環境を維持することが重要であると考えている。
 - ・コミュニケーション（互いの考えや気持ちを伝える意思疎通や情報伝達）をとり、互いに理解しあうことの大切さを深めていく。
 - ・今後は、それぞれの障がいに必要なバリアフリーなど一緒に考えていきたい。
 - ・現在の課題に向けて、一気に前進させようとすることは大変困難である。過去の取り組みの上に立って、「どこから取り組むか」ということが、これからの基礎づくりになると思われる。それと同時に、あくまでも福祉的な視点にこだわらず、社会教育の本来持つ取り組みを考えることが必要である。
- 支援方法（要約筆記、音声ガイド、点字の説明書等）の充実はもちろん、学

校教育との連携、身体障害者福祉協会等との連携などもさらにより一層深まることを望む。

また、例えば社会教育事業の中に「手話」の講座を設け、その中で聴覚障がい者の方から手話に学ぶとか車イスの方と共に受講生も車イスに乗り、実際に街に出てみる事業を設けるとかいろいろあると思われる。それが「育ちあえる」ことにもつながるのではないだろうか。

テーマである「育ちあえる地域コミュニティ」をつくるには、障がいのあるなしにかかわらず全ての市民が社会教育活動に参加していくことが欠かせない。お互いがお互いを正しく理解しあい、生活や社会教育活動のなかでサポートしあうことで、障がいのある人たちの社会参加の機会はもっと広がると思う。

地域住民がお互いに学習しあうことや日常のあいさつからのはじまりで交流が深まることで結びつき、社会教育活動を基盤として、より強いコミュニティができるのではないだろうか。

おわりに

今期の社会教育委員会議では、「子どもから高齢者まであらゆる世代の人びとが交流を深め、学びあい、障がいやセクシュアリティ、一人ひとりのルーツといった多様性が認めあえる地域コミュニティ」を「育ちあえる地域コミュニティ」ととらえ、その現状を調査し、その成果をもとに議論をすすめ、提言を行った。しかしながら、2年という限られた期間の中で調査しえたのは、その現状の一端であり、「育ちあえる地域コミュニティをどうつくっていくのか」という課題に取り組んでいくためには、さらなる調査と議論が必要である。

限られた期間での調査と議論ではあったが、その中から見えてきたこともある。今期の社会教育委員会議では、「地域住民と学校の連携」「外国にルーツのある人びと」「障がいのある人びと」という三つの視点から上記のテーマにアプローチを行ったが、いずれも、地域で暮らす一人ひとりが、その生活の中から感じたこと、考えていることを語りあい、聞きあうことを可能にする場づくりの必要性を提言している。「育ちあえる地域コミュニティ」づくりは、すぐに実現可能なものではなく、時間をかけた地道な取り組みが必要となるが、この提言をふまえ、一人ひとりが語りあい、聞きあうことができる場の創出のための第一歩を踏み出してほしい。

資料（社会教育委員名簿）

任期：令和５年５月１日～令和７年４月３０日

区分	氏名	所属等	備考
学校教育	いまい じんご 今井 仁吾	伊勢原市小学校校長会 (伊勢原市立成瀬小学校 校長)	
	すなが なおよ 須永 尚世	伊勢原市中学校校長会 (伊勢原市立伊勢原中学校 校長)	
社会教育	いしづか きょうこ 石塚 京子	成瀬地区民生委員児童委員協議会 副会長 成瀬小学校区地域学校協働活動推進員	副議長
	しらとり みのる 白鳥 稔	元 神奈川県教育委員会社会教育主事	
	くぼぞの こういち 久保蘭 晃一	伊勢原市スポーツ協会 会長	
	つるた えいこ 鶴田 英子	伊勢原市文化団体連盟 会長	
	ほそや きよし 細谷 毅義	地域福祉を考える会 理事長 神奈川県社会教育協会中地区 副会長	
家庭教育	いわさき としあき 岩崎 敏昭	伊勢原インターナショナルクラブ会員 成瀬活性化委員会委員	
	いたくら ひろこ 板倉 博子	伊勢原南地区民生委員・主任児童委員 学校運営協議会委員（桜台小学校・中沢中学校）	
学識経験者	ふるさと たかし 古里 貴士	東海大学資格教育センター 准教授	議長
公募委員	すぎやま みえこ 杉山 美恵子	国連 UNHCR 協会会員 山王塚公園愛護会 副会長	
	そのやま ひろし 園山 浩	元 リバティタウン伊勢原自治会 会長 元 伊勢原市スポーツ推進審議会委員	

令和 7 年 4 月 日

各小中学校長 様

伊勢原市教育委員会
教育長 宮村 進一
(公 印 省 略)

神奈川の教員の働き方改革加速化宣言等について（依頼）

このことについて、令和 7 年 3 月 28 日付け教企第 1555 号により、神奈川県教育委員会教育長から依頼がありましたので関係書類を送付します。

つきましては、「学校の働き方改革に関する保護者等あてメッセージ」を作成しましたので、学校 HP 等への掲載やマチコミメールなどにより、保護者や地域の方への周知等、ご協力くださいますようお願いいたします。また、資料等を活用し、改めて教員一人ひとりに周知していただくとともに、引き続き指針に基づいた取組を進めてくださるようお願いいたします。

事務担当は、学校教育課人事係
TEL 94-4711 (内) 5124
FAX 95-7615

学校の働き方改革にご協力をお願いします

学校では依然として長時間勤務の教員が多く、その是正が課題となっています。

子どもたちにより良い教育を行うためには、教員の業務負担を軽減させ、児童・生徒と向き合う時間を確保する必要があります。

そのため、県及び伊勢原市教育委員会は、学校の働き方改革を進めてまいりますので、保護者・地域の皆様にも、ぜひご理解、ご協力をお願いいたします。



- 1 学校閉庁日や夜間・休日など勤務時間外における学校への電話は、ご遠慮ください。事件・事故など緊急の場合は、警察や消防等関係機関へご連絡をお願いします。
- 2 スマートフォンなどでのSNSを通じたトラブルが発生しています。
改めて、その適切な使用について、ご家庭で話し合ってください。
- 3 放課後や夜間などの見回り、児童・生徒の補導対応などに、教員が当たる場合もありましたが、極力、地域や保護者の皆様のご対応をお願いします。
- 4 部活動は引き続き、平日1日、週休日1日以上 of 休養日を設けます。

このほか、学校における対応が、これまでと異なる場合も出てきますが、なにとぞご理解・ご協力をお願いいたします。

(問合せ先)	伊勢原市教育委員会	学校教育課	0463-74-5214
	神奈川県教育委員会	教職員企画課	045-210-8138

これまで学校が担ってきた業務について、国は、次のように整理しています。

基本的には 学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも 教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
○登下校に関する対応 ○放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ○学校徴収金の徴収・管理 ○地域ボランティアとの連絡調整	○調査・統計等への回答等 ○児童生徒の休み時間における対応 ○校内清掃 ○部活動	○給食時の対応 ○授業準備 ○学習評価や成績処理 ○学校行事の準備・運営 ○進路指導 ○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

令和7年3月に県教育委員会と県域の市町村教育委員会が共同で働き方改革の加速化を宣言しました。

神奈川の教員の働き方改革加速化宣言（令和7年3月28日）

県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、これまでも教員の働き方改革に取り組んできましたが、学校では依然として、長時間勤務の教員が多く、その是正が大きな課題となっています。

子どもたちにより良い教育を提供するためには、教員の業務負担を軽減するとともに、教員のウェルビーイングを向上させる必要があります。

そこで、県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、神奈川の教員の働き方改革に関する指針のもと一体となって、働き方改革の取組を加速化させていくことを、ここに宣言します。

神奈川県教育委員会
県域の市町村教育委員会



「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」

（県ホームページのリンク）



P T A協議会等からも学校の働き方改革について、応援をいただいています

P T Aは、子どもたちにより良い教育を提供することを目的とする、学校の働き方改革の取組を応援しています。P T Aからも、県・市町村の働き方改革の取組について、保護者・地域の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

※ 神奈川県P T A協議会、横須賀市P T A協議会、神奈川県立高等学校P T A連合会、神奈川県盲学校P T A連合会、神奈川県聾学校P T A連合会、神奈川県特別支援学校知的障害教育校P T A連合会、神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校P T A連合会

教員の働き方改革に向けた取組の基本方針

令和5年3月改定

伊勢原市教育委員会

はじめに

我が国の学校及び教員は、学習指導のみならず、生徒指導・支援等の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて、児童・生徒の状況を総合的に把握して指導を行っています。が、社会や経済の変化に伴い学校が抱える課題は、個有の特性や障がいにより特別な支援を要する児童・生徒の増加、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の増加、虐待、貧困等、より複雑化・多様化しています。

一方、児童・生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する多様な期待は、学習指導の充実に対する要請と相まって、教員の長時間勤務という形で表れており、その解消が喫緊の課題となっていたことから、伊勢原市教育委員会では、平成30年2月9日付けで文部科学省から発出された「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」及び平成31年3月18日付けで文部科学事務次官から発出された「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（通知）を踏まえて、全ての教職員が能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを進めるために、教員の働き方改革に向けた基本方針を平成31年3月に策定し、この基本方針に基づいて教員の働き方改革のための取組を着実に進めてきました。

令和4年度で基本方針の取組期間が満了しますが、引き続き、全ての教職員が能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを進める必要があるため、教員の働き方改革に向けた基本方針を改定するものです。

基本的な取組

- | | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 教員が担うべき業務に専念できる職場環境づくり | 1 |
| 2 | 部活動における負担軽減 | 3 |
| 3 | 教職員の働き方の見直し | 4 |
| 4 | 学校現場支援体制の強化 | 6 |

1 教員が担うべき業務に専念できる職場環境づくり

現在教員が担っている業務について、教員の担うべき業務、専門スタッフや事務職員等と連携、分担する業務、地域の協力を積極的に得ながら行う業務、精選する業務を明確にしながら、必要な体制強化を進める。

(1) スクールロイヤー配置による法務相談体制の構築（教育委員会・学校）

教育委員会及び学校を対象に法務相談を行うスクールロイヤーを配置し、学校に係る法務相談体制を構築するとともに、児童生徒の教育保障やいじめ防止対策を推進する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

(2) 教育相談・支援体制の拡充（教育委員会）

教育相談員・スクールカウンセラー（SC）による教育相談の実施やスクールソーシャルワーカー（SSW）に加えて、支援教育コーディネーターを配置することにより学校支援体制を拡充し、様々な悩み、相談への早期対応を行う。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

(3) 指導補助員・特別支援介助員の適正配置（教育委員会）

学級数の増加等に応じて指導補助員や特別支援介助員を増員することにより、児童・生徒の基本的な生活習慣や学力の基礎、基本の定着など、きめ細やかなサポートの充実を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

(4) 学校支援ボランティア等の活用推進（教育委員会・学校）

大学生、教員OB等の地域人材を活用し、学習支援スタッフとして配置を拡大する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

(5) スクール・サポート・スタッフの任用・派遣（教育委員会）

県費又は市費を活用し、資料の印刷・配布、提出物等の整理、集金業務の補助、プリント等の採点など、学校運営、学校行事の作業を手伝うサポート・スタッフの任用・派遣を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

(6) 学校ICT化の推進（教育委員会・学校）

学校のICT化を推進し、効果的、効率的で分かりやすい授業展開及び教材の共有化並びにソフトウェアの更新により更なる事務処理の効率化を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

(7) 不登校対策の強化（教育委員会・学校）

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により自立支援事業の充実を図り、不登校児童生徒の支援体制の強化を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

(8) 学校閉庁日の設定（教育委員会・学校）

長期休業期間において一定期間の学校閉庁日を設け、日直等の業務負担を軽減し年休取得の促進を進めることにより、教職員の健康増進等を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

(9) 学校閉校時間の設定（教育委員会・学校）

効率的な業務処理を図るため、学校ごとに学校閉校時間を設定し保護者等へ周知を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
試行実施 			

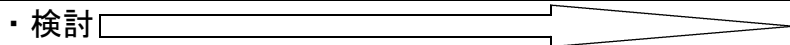
(10) 定時退校日の設定（教育委員会・学校）

定時に退校する日を設定し、ワークライフバランスの推進を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
試行実施 			

(11) 学校徴収金の公会計化（教育委員会）

学校給食費等の学校徴収金の公会計化、一元管理を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研究・検討 			導入準備 

2 部活動における負担軽減

部活動は、生徒がスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等に資する重要な活動であるため、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮した運営の工夫を図る。

(1) 部活動休養日の設定等の検討（学校）

「部活動の在り方に関する方針」に基づき、原則として週2日以上の子活動休養日を学校ごとに適切に設定するとともに、活動時間を検討し、生徒の健康と安全に配慮する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

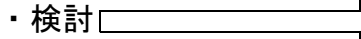
(2) 部活動指導協力者制度の運用（教育委員会）

部活動指導協力者の適正配置に向けた環境整備を進め、部活動支援体制の充実を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

(3) 部活動の段階的な地域移行（教育委員会）

部活動における指導について、部活動の段階的な地域移行に向けて研究・検討を進める。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研究・検討  導入準備 			

3 教職員の働き方の見直し

教職員の働き方において、ワークライフバランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を進め、心身ともに健康を維持できるよう働き方の見直しを図る。

(1) 業務負担の平準化、標準化の推進（学校）

過度な偏りや負担がないよう、国が作成した学校や教師・事務職員等の標準的な職務の内容及びその例を参考にしつつ、校務分掌の平準化、標準化を図り、組織的な業務執行を推進する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

(2) 小学校における教科担当制の充実（教育委員会）

現在、小学校において実施している教科担当制について、学級担任の授業準備の効率化、教材研究の充実等とともに、集団指導体制の構築を図るため、市費非常勤講師の配置や県費加配教員の活用により教科担当制のさらなる充実を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

(3) 行事、研修、会議等の効率的・効果的な運用の推進（教育委員会・学校）

既存の行事、計画等の統廃合による見直し、集合研修の工夫、会議の回数縮減、資料の事前配布、終了時間の設定予告による効率的な会議運営などの一層の推進を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

(4) 勤務時間の適正把握（教育委員会・学校）

勤務時間を意識した業務改善に向けて、出退勤時間の客観的な実態把握を行う。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

(5) 学校事務の共同実施の推進（教育委員会・学校）

複数の学校事務を共同処理する体制の強化を図ることにより、事務職員の学校運営への参画、事務処理の効率化及びOJTによる事務職員の人材育成の推進を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

(6) ストレスチェック活用等による労働安全衛生の推進（教育委員会）

業務内容や業務量、サービスなどについて、教職員が不安に感じていることなどを相談しやすい雰囲気づくりの促進を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

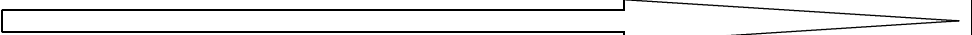
(7) 業務改善方針の推進（教育委員会・学校）

学校と教育委員会が一体となって業務改善を進めるため、客観的な勤務時間の把握と分析とともに、本方針に基づく改善の進捗状況や改善策について確認、検証し、着実な取組の推進を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

(8) 厚生スペースの充実（教育委員会・学校）

快適な職場環境づくりに向け、リラックスできる休養・休憩スペース環境の充実を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研究・検討 			

(9) 学校教職員互助会事業の充実（教育委員会・学校）

教職員の心身における健康を伸長するため、学校教職員互助会事業の充実を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

(10) 学校マネジメント研修の実施（教育委員会）

教職員のマネジメント能力を高め、業務改善や働き方を見直すための意識改革を進める体系的な研修会を実施する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研究・検討、実施 			

4 学校現場支援体制の強化

家庭や地域等を含めたすべての教育関係者が教員という仕事の特性と勤務実態を共有しながら、それぞれの立場で取組を実行し、その効果が児童・生徒に行き渡るようにする。

(1) 教職員定数の改善に係る国・県への要望（教育委員会）

必要な教職員数を確保するため、教職員定数の改善について国・県に要望する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

(2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の運用（教育委員会・学校）

保護者、地域と連携・協働した「地域とともにある学校づくり」を進めるため、コミュニティ・スクールを運用する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			



教企第1555号
令和7年3月28日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

神奈川の教員の働き方改革加速化宣言等について（通知）

このことについて、県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、働き方改革を加速させるため、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」（資料1）を改定するとともに、本日、「神奈川の教員の働き方改革加速化宣言」（資料2）を行いました。

県教育委員会では、市町村立学校働き方改革加速化補助金を創設するなど、市町村を支援していきますので、貴教育委員会におかれましては、これまで以上に働き方改革に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、「学校の働き方改革に関する保護者等あてメッセージ（ひな型）」（資料3）を作成しましたので、学校HP等への掲載やマチコミメールなどにより、保護者や地域の方々への周知等、ご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ先
教育局行政部教職員企画課企画労務グループ 河合
電話(045)210-8138（直通）

神奈川の教員の働き方改革に関する指針

令和7年3月 改定



県教育委員会は、令和元年に、「持続可能な学校運営と神奈川の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う」ことを目的に、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。

その中で、

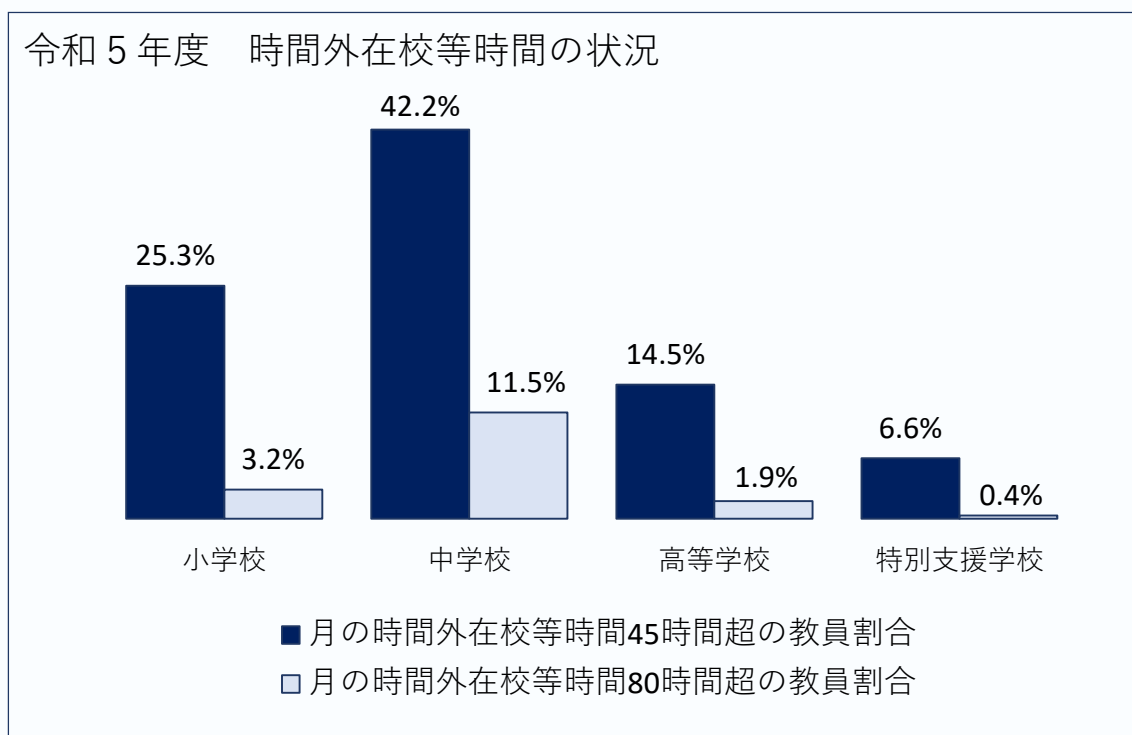
- ①時間外在校等時間の縮減（月45時間上限など）
- ②年次休暇一人あたり年平均取得日数15日以上及び

学校閉庁日 5 日間の設定

- ③「神奈川県在学校部活動に関する方針」の遵守
（部活動休養日を週あたり 2 日以上等）

の目標を掲げ、教員をサポートする外部人材の活用など、働き方改革の取組を進めてきました。

その結果、②、③の目標については概ね達成しましたが、①については一定の改善はみられるものの、依然として、月45時間を超える時間外勤務を行っている教員が多い実態があります。



そこで、指針策定から概ね 5 年が経過した中、改めて、県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、働き方改革を加速させるため、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を改定し、子どもたちへのより良い教育を実現していきます。

1 指針の性格と対象期間

本指針では、教員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や、取組の方向性を示しています。

県教育委員会は、指針に基づき、県立学校における働き方改革を推進します。
県域の市町村立学校における働き方改革は、当該市町村教育委員会が推進し、県教育委員会はその取組を支援します。

指針の対象期間は、令和11年度までの概ね5年とします。
ただし、令和7年度から9年度までの3年間を「重点改革期間」に設定し、市町村への強力な支援などにより、目標の早期達成を目指します。

2 目標

教員の「長時間勤務の是正」とともに「ウェルビーイング※の向上」を図るため、次のとおり県・市町村教育委員会共通の目標を設定します。

長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

【目標】

時間外在校等時間	月45時間超の教員の割合	0%
	年360時間超の教員の割合	0%

ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

【目標】

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

※ ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良い状態にあることをいいます。

3 目標達成に向けた取組

目標達成に向けて、次の体系により取組を進めます。
なお、国等の新たな動きなどにより、必要な見直しを行う場合があります。

教員が本来業務に注力できる環境づくり

業務の削減・見直し

- 学校への調査・照会の削減
- 学校行事等の見直し、効率化
- 部活動に関する方針の遵守
- 勤務時間外の電話への自動音声応答の導入

チームで支える学校づくりの推進

- 外部人材の活用による教員の業務負担の軽減（業務アシスタント、スクール・サポート・スタッフなど）
- 外部人材の活用による困難を抱える子どもへの支援（スクールカウンセラーなど）

教員の業務の明確化

- 学校と保護者・地域との役割分担（コミュニティ・スクールの活用等）

働き方改革の実効性を高める環境づくり

意識・風土の改善

- 教員の働き方改革に対する意識の醸成
- 完全退勤時間の設定・遵守
- 学校閉庁日の遵守
- 会議等の見直し、効率化

現場の声を踏まえたP D C Aサイクルの構築

- 働き方改革に関する教員の声を聞く仕組みづくり
- 教育委員会における取組状況の見える化

質の高い教員の確保

- 教員採用試験の見直し
- 教員の配置定数の改善について国に要望

働きやすい職場環境づくり

校務D Xの加速化

- 様々な校務へのD Xの導入（保護者との連絡、テストの採点等）
- 外部人材の活用によるI C T支援

快適に仕事ができる勤務環境の整備

- 職員室などのオフィス環境の改善整備
- 年次休暇等の取得促進

教員がいきいきと活躍できる環境づくり

組織的な支援体制の充実

- 通話の録音機能導入による相談等の的確な把握
- 保護者等の相談窓口の設置
- 教員のメンタルヘルス対策の充実
- 校長によるマネジメントの強化

教員の処遇改善

- 教員の処遇改善について国に要望

4 県・市町村教育委員会の重点取組

目標達成に向けた取組のうち、本指針の対象期間における重点取組として、次の事項に県・市町村教育委員会が共同して取り組みます。

業務の削減・見直し

- 全ての教員に、働き方についての意識改革を促すとともに、保護者や地域に、教員の働き方改革への理解、協力を促します。
- 学校に対する調査や照会を削減します。
- 運動会や学芸会など、学校行事について見直しや効率化など、精選を図ります。
- 勤務時間外の電話に対して、自動音声による応答を実施します。
- 職員会議など、各種会議について見直し、縮減や合理化を徹底します。
- 部活動指導員など、外部人材の拡充を図ります。
- 中学校における部活動の地域移行や地域連携を推進します。

校務D Xの加速化

- 学校と保護者との連絡手段をI C T化するなど、校務DXにより業務の効率化を進めます。

組織的な支援体制の充実

- 保護者等からの困難な要望に、学校と教育委員会が連携して対応します。
- 校長の役割に働き方改革を位置づけ、その推進を強化します。
- 教員の配置定数や外部人材の拡充などについて、県・市町村教育委員会が共同して国に要望します。

P D C Aサイクルの構築

- 県・市町村教育委員会が共同して、毎年度、目標の進捗管理を実施し、公表します。また、PTA団体等に進捗状況を説明し、意見交換を実施します。
- 教員から業務改善提案を受け付ける仕組みを構築します。

県教育委員会が行う具体的な取組

県教育委員会は、外部人材の積極的な活用など、これまで行ってきた働き方改革の取組に加え、指針に基づき、新たに次の取組を行います。

特に、重点改革期間に限って特例的に行う「働き方改革加速化補助金」により、県域の市町村教育委員会の取組を強力に支援します。

1 働き方改革加速化宣言

県・市町村

県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、教員の働き方改革を加速させることを、保護者や地域等に宣言し、理解と協力を促します。

2 教員の意見を聞く仕組みの構築

県・市町村

教員の働き方改革を実効性あるものとするため、県立学校において実施している意識調査を市町村立学校においても実施するなど、当事者である教員の意見を聞く仕組みを構築します。

3 メンタルヘルス対策の充実

県・市町村

教員のメンタルヘルス対策を進めるため、県立学校に臨床心理士を派遣するほか、県域の市町村立学校の教員も研修に参加でき、重点改革期間中は精神科医に相談できる体制を整備するなど、市町村の取組を支援します。

4 働き方改革加速化補助金の創設

市町村

県域の市町村立学校における働き方改革を進めるため、重点改革期間中に市町村教育委員会が行う取組について、臨時的・特例的な措置として、「市町村立学校働き方改革加速化補助金」を創設し、強力に支援します。

5 市町村立学校の教科担任制の推進等

市町村

小学校における教科担任制の推進や、小学校における35人以下学級の拡大等を進めるとともに、教頭マネジメント支援員などの支援スタッフを配置し、指導・運営体制を充実させます。

6 中学校における部活動の地域移行・地域連携の推進

市町村

生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、教員の働き方改革を推進するため、部活動の地域移行・地域連携を推進します。

7 県立学校勤務時間管理システムの改修

県

客観的勤務時間の把握を徹底するとともに、時間外在校等時間が規則上限を超えた場合に、該当職員に対して注意喚起等を行えるようにするため、勤務時間管理システムを改修します。

8 校務D Xの加速化

県

新たに次のシステムを開発することにより、校務D Xを加速化し、業務の効率化を推進します。

- 学校と保護者との間の迅速な連絡・情報共有を図るため、学校・家庭連絡システムの導入に向けた開発を行います。
- 高等学校等における教員の定期テスト等の採点業務の効率化を図るため、採点システムの導入に向けた開発を行います。
- 校務を効率化するための統合型校務支援システムについて、特別支援学校での導入に向けた開発を行います。
- 教員の情報共有手段であるグループウェアシステム等の再構築に向けて、計画を策定します。

9 I C T支援の充実

県

教員のI C T活用の充実を図るため、県立学校にI C T支援員を引き続き配置するとともに、より高度なI C Tの専門知識を有する人材を新たに配置します。また、教員が利用するネットワーク、パソコン、システム等に関する問合せ対応やネットワーク障害発生時の一部対応作業を行うヘルプデスクを設置します。

10 通話録音機能／自動音声応答機能付き電話の導入

県

保護者・地域からの相談等を的確に把握するため、勤務時間内の通話録音機能を導入します。また、教員の長時間勤務を是正するため、勤務時間外の自動音声応答を導入します。

11 学校問題の解決に向けた支援窓口の設置

県

学校と保護者・地域住民との間で生じた困難な問題について、円滑な解決を図るため、学校問題解決支援窓口（仮称）を県教育委員会内に設置します。

12 オフィス環境の改善

県

働きやすい職場環境を実現するため、職員室等のオフィス環境を改善します。

令和7年3月、県教育委員会と県域の市町村教育委員会は、
共同で働き方改革の加速化を宣言しました。

神奈川の教員の働き方改革加速化宣言

県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、これまでも教員の働き方改革に取り組んできましたが、学校では依然として、長時間勤務の教員が多く、その是正が大きな課題となっています。

子どもたちにより良い教育を提供するためには、教員の業務負担を軽減するとともに、教員のウェルビーイングを向上させる必要があります。

そこで、県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、神奈川の教員の働き方改革に関する指針のもと一体となって、働き方改革の取組を加速化させていくことを、ここに宣言します。

令和7年3月28日

神奈川県教育委員会
県域^{*}の市町村教育委員会

※ 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村の30市町村

神奈川の教員の働き方改革について、県のホームページに掲載しています。

URL:<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/cnt/f537530/index.html>

神奈川 教員 働き方改革

検索



神奈川の教員の働き方改革加速化宣言

県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、これまでも教員の働き方改革に取り組んできましたが、学校では依然として、長時間勤務の教員が多く、その是正が大きな課題となっています。

子どもたちにより良い教育を提供するためには、教員の業務負担を軽減するとともに、教員のウェルビーイングを向上させる必要があります。

そこで、県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、神奈川の教員の働き方改革に関する指針のもと一体となって、働き方改革の取組を加速化させていくことを、ここに宣言します。

令和 7 年 3 月 28 日

神奈川県教育委員会
県域※の市町村教育委員会

※ 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村の 30 市町村

教育センター指定課題別調査研究部会の研究成果物について

1 作成及び配付のねらい

伊勢原市の地域に根ざした教材を作成して小中学校の授業で活用することにより、伊勢原市に対する児童生徒の理解を深める。

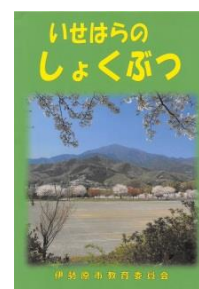
2 研究成果物

(1) 小学校生活科・理科副読本「いせはらのしょくぶつ」

作 成：伊勢原の自然に関する研究部会

配付対象：小学校 1 年生

「いせはらのしょくぶつ」について春・夏・秋・冬の季節ごとに「見る」「遊ぶ」等でまとめている。草花の自然の様子や活動の様子がわかりやすいように、写真やイラストが入っている。部会でどんぐり工作の動画を作成し、視聴用の二次元コードを添付した。



(2) 小学校社会科副読本「いせはら」

作 成：小学校社会科副読本作成に関する研究部会

配付対象：小学校 3 年生

伊勢原市の土地の様子，人々の暮らしやその移り変わりなどについて，カラー写真やグラフ，絵地図などの資料を多く取り入れて構成している。



(3) 小・中学校社会科歴史読本

「いせはらのむかし 旧石器時代～古墳時代」

作 成：地域歴史教材に関する研究部会

配付対象：小学校 6 年生

旧石器時代から古墳時代の「いせはら」の自然環境，地形，暮らしなどを，遺跡などの写真資料を取り入れて説明している。



(4) 小・中学校社会科歴史読本

「いせはらのむかし 奈良時代～江戸時代」

作 成：地域歴史教材に関する研究部会

配付対象：小学校 6 年生

奈良時代から江戸時代の伊勢原の主な出来事，活躍した人物，暮らしなどについて，写真資料を取り入れて説明している。



令和7年度社会教育指導員の任用について

【社会教育指導員】

担 当	氏 名
人権教育担当	山田 芳之

○任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

第39回 伊勢原美術協会展の実施報告について

- 1 主 催 伊勢原市教育委員会 伊勢原美術協会
- 2 目 的 伊勢原美術協会会員の優れた作品を展示することにより、
芸術・文化とふれあう機会を提供し、その普及を図ることを目的とする。
- 3 開催期間 令和7年3月3日(月)～3月9日(日)
午前10時～午後5時
(最終日は午後4時まで)
- 4 会 場 伊勢原中央公民館 1階 展示ホール
- 5 展示内容 伊勢原美術協会会員及び会友等の作品 38点
(絵画、版画、彫刻、陶芸)

6 参加者数

(単位：人)

	期 日	参加者数
1	3月 3日 (月)	1 6 9
2	3月 4日 (火)	1 4 6
3	3月 5日 (水)	1 3 6
4	3月 6日 (木)	1 5 1
5	3月 7日 (金)	1 6 0
6	3月 8日 (土)	1 2 8
7	3月 9日 (日)	1 8 4
	合 計	1, 0 7 4

令和 7 年度伊勢原市教育委員会点検評価の実施について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づく伊勢原市教育委員会点検評価の令和 7 年度における実施方法及び評価会議等の日程について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 53 年伊勢原市教育委員会規則第 9 号）第 2 条第 1 項第 8 号の規定により提案する。

令和 7 年 4 月 22 日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 宮村 進一

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき実施する教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に対する点検及び評価を適切に行うため。

令和7年度伊勢原市教育委員会点検評価（令和6年度実施事業）実施要領(案)

1 目的

この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価(以下「点検評価」という。)を実施するにあたり、その内容及び実施方法について、点検評価の円滑な実施が図られるよう必要な事項を定めるものである。

2 実施主体

伊勢原市教育委員会

3 対象年度

令和6年度

4 対象事業

伊勢原市第3期教育振興基本計画実施計画に掲げる「主な取組」78の取組のうち、教育部所管である64の取組を対象事業とする。

5 実施方法

(1) 自己点検評価の実施

ア) 事務局等による点検評価の実施

- ① 点検評価の対象となる事業を所管する所属において、当該事業の取組実績(Do)を明らかにし、その進捗状況、必要性、有効性の3つの視点から点検評価(Check)を行う。
- ② 点検評価の結果及び事業実施の上での課題を踏まえ、今後の取組の方向性等(Action)を明らかにする。

イ) 教育委員による点検評価

事務局が実施した点検評価の結果を基に、教育委員による自己点検評価を実施するとともに、事業の内容や今後の取組方針に意見する。

(2) 学識経験者による点検評価

法第26条第2項の規定に基づき、教育に関する学識を有する者の知見を活用し、専門的な助言を得るとともに、点検評価の客観性及び市民の視点に立った点検評価を確保する。また、報告書の作成にあたっては、総括的な意見を依頼するものとする。

(3) 点検評価報告書(案)の作成

学識経験者による総括的な意見を加えた点検評価報告書(案)を調製する。

(4) 教育委員会議での審議

6 スケジュール

別紙「令和7年度伊勢原市教育委員会点検評価(令和6年度実施事業)スケジュール」のとおり

7 点検評価の報告と公表

点検評価の結果は市議会へ報告するとともに、教育委員会ホームページ等により公表する。

8 点検評価の活用

点検評価の結果は、事業の改善及び次年度当初予算編成等に活用する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、点検評価の実施について必要な事項は、別に定める。

令和7年度伊勢原市教育委員会点検評価(令和6年度実施事業)スケジュール

■ 4月22日(火)

教育委員会議4月定例会

- ・ 令和7年度教育委員会点検評価(令和6年度実施事業)実施要領(案)を議案上程

■ 5月上旬 各所属へ点検評価の依頼

■ 6月上旬 各所属の点検評価の取りまとめ

■ 6月下旬 第1回点検評価会議開催通知及び資料の送付

■ 7月上旬

第1回点検評価会議

午後2時～午後4時 第〇委員会室

- ・ 教育長及び教育委員からの意見、質疑
- ・ 教育長及び教育委員からの意見を集約し、各所属へ修正等依頼

■ 7月下旬 第2回点検評価会議開催通知及び資料の送付

■ 8月上旬

第2回点検評価会議

午後2時～午後4時 第〇委員会室

- ・ 報告書(案)の確認
- ・ 外部委員(学識経験者)へ総括的な意見を依頼

■ 9月下旬

教育委員会議9月定例会

- ・ 令和7年度教育委員会点検評価(令和6年度実施事業)報告書(案)の議案上程

■ 11月

部長会議

- ・ 令和7年度教育委員会点検評価(令和6年度実施事業)について報告

■ 11月下旬

議会全員協議会

- ・ 令和7年度教育委員会点検評価(令和6年度実施事業)について報告
- ・ 公表(HP・冊子配布)